



浜田林業部トピックス(1月号)



TOPICS 1

保安林制度に係る研修会を開催しました！

令和6年1月17日、浜田合同庁舎において「保安林内許認可制度研修会」を開催しました。当研修会には、市町・森林組合・林業事業体・電気事業者等の日頃から保安林内の手続きに関わる担当者など計88名の方々に参加いただき、保安林制度や保安林内における伐採等の手続き、令和4年度の例規改正による手続きの変更点などを説明しました。

質疑応答の場では、手続きに関する具体的な記載方法など様々な質問があり、参加者全体で保安林制度や手続きに関する理解を深めていただくことができました。

保安林を適正に管理していくためには、保安林について広く知っていただく必要があり、森林・林業に関わる皆様には、保安林制度やその手続きについて理解していただくことが重要です。そのため、今後もこのような研修会等を通じて、制度の内容や必要な手続きについて周知していきます。



研修の様子

〈保安林とは？〉

水源のかん養、土砂の崩壊やその他の災害の防備などの公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

保安林内においては、土地の開墾や立木の伐採などに対して様々な制限が課される。

〈保安林内で制限される行為〉

- ・土地の開墾
- ・立木・立竹の伐採
- ・建築物・施設の新設
- ・家畜の放牧
- ・土石又は樹根の採掘 など

〈保安林の種類〉 全17種類

- ・水源かん養保安林
- ・土砂流出防備保安林
- ・土砂崩壊防備保安林
- ・飛砂防備保安林
- ・防風保安林
- ・水害防備保安林
- ・潮害防備保安林
- ・干害防備保安林
- ・防雪保安林
- ・防霧保安林
- ・なだれ防止保安林
- ・落石防止保安林
- ・防火保安林
- ・魚つき保安林
- ・航行目標保安林
- ・保健保安林
- ・風致保安林

〈保安林内で作業するには？〉

県地方機関等へ、申請書や届出書等の必要な書類を提出し、許可等を受けた後、作業に着手できます。

申請書等の様式や必要書類については、島根県の保安林サイトをご参照ください。また、保安林について不明な点は下記までお問い合わせください。

〈島根県の保安林サイト〉

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/chisan/hoan_rin/

〈西部管内の保安林に関する問い合わせ先〉

島根県 西部農林水産振興センター 森林保全課 TEL 0855-29-5585 FAX 0855-29-5591